安心してサービスをご利用いただくために
ハラスメント対策に取り組んでいます

私たちは、利用者様お一人おひとりに安心してサービスをご利用いただけるよう、
職員が安全・安心に働ける環境づくりに努めています。
その一環として、ハラスメントの防止に取り組み、令和8年10月1日より義務化される
ハラスメント対策について、利用者様・ご家族様にもご理解とご協力をお願いしています。

ハラスメントとは？

職員に対する言動のうち、職員の就業環境を害するものや、
サービスの提供に支障をきたすものをいいます。
※正当な理由のあるご意見・ご要望は、今後のサービスの質の向上につなげてまいります。

例えば、次のような行為はハラスメントにあたる場合があります

暴言・威圧的な言動

大声で怒鳴る、脅す、
侮辱するようなことを言う

繰り返しの要求・執拗な言動

何度も同じことを要求する、
長時間にわたり話しかける、
しつこく連絡をする

身体的な接触・性的な言動

不用意に身体に触れる、
性的な発言や誘いかけをする

個人情報の要求

職員のプライベートな情報
（住所・連絡先・家族構成など）を
しつこく聞き出す

長時間の拘束

長時間にわたり業務に関係のない話
を続ける、帰宅を妨げる

過度な要求

サービスの範囲を超えたことを
強く要求する、無理な対応を
強要する

誹謗中傷・SNS等での攻撃

事実と異なる内容をSNSや
インターネット上に書き込む、
職員や事業所を悪く言う

これらの行為は、職員の心身に大きな負担を与え、サービスの継続が困難になることがあります。
皆さまが安心してサービスを受けられるよう、ハラスメントのない環境づくりにご協力をお願いします。

録音について

サービス提供時やモニタリング等の際に、職員の安全確保および
トラブル防止のため、必要に応じて会話を録音させていただくことがあります。
その際は、事前にお伝えし、ご理解をいただいた上で行います。

ハラスメントがあった場合

- 内容によっては、サービスの提供をお断りしたり、中止させていただくことがあります。
- 悪質な場合は、警察や弁護士などの専門機関に相談することがあります。
- 利用者様に代わっておられるご家族様や関係者の方にもご理解・ご協力をお願いすることがあります。

お互いに気持ちよく、安心して暮らしていくために

私たちは、利用者様・ご家族様との信頼関係を大切にし、真心を込めてサービスを提供していきます。
皆さまのご理解とご協力が、より良いサービスにつながります。
今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

✤ ご不明な点がありましたら、いつでもご相談ください。

旭川福祉事業会